

居住費（１日につき）

区分	居住費（多床室の場合）	居住費（従来型個室）
第１段階	０円	５５０円
第２段階	４３０円	５５０円
第３段階	４３０円	１，３７０円
第４段階	４３７円	１，７２８円

食費（１日につき）

区分	標準負担限度額
第１段階	３００円
第２段階	３９０円
第３段階①	６５０円
第３段階②	１，３６０円
第４段階	１，４４５円

上記以外にも特別な時、介護費用負担の生じる場合があります。

- ２ 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- ３ 利用料のうち、関係法令に基づいて決められているものについて、関係法令が変更になった場合は、事業者は改定後の関係法令に従った利用料に変更することができるものとします。

・前項に定めるほか、次にあげる費用の額の支払いを受けるものとする。

- (１) 厚生大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用については別に定める。
- (２) 指定介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当であるものについては別に定める。

・前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(３) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	日常生活品の購入代金

(お支払い方法)

・請求書は、月末の翌月の 10 日前後に 1F 受付にご用意しております。保険証等の提示と合わせて、その月の末日までにお支払いをお願いします。また領収証は再発行致しませんので大切に保管してください。

※退所時は退所日にお渡ししております。

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- (１) 入所者は、介護医療院サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (２) 管理者や医師、看護職員、介護職員、その他施設職員の指導により身体機能の回復及び維持に努める。